

**復興庁新型インフルエンザ等
対応業務継続計画**

平成 26 年 6 月 11 日

目 次

1 本計画における用語解説	… 1
2 基本的な考え方	
2. 1 背景	… 4
2. 2 基本方針	… 5
2. 3 他計画との関係	… 5
3 実施体制	
3. 1 平常時の体制	… 6
3. 2 発生時の体制	… 6
3. 3 他機関との連携	… 8
4 新型インフルエンザ等発生時における業務継続	
4. 1 業務継続の基本方針	… 8
4. 2 強化・拡充業務	… 9
4. 3 一般継続業務	… 9
4. 4 縮小・中断業務	… 10
5 人員、物資等の確保	
5. 1 指揮命令系統の確保	… 10
5. 2 人員の確保	… 10
5. 3 物資・サービスの確保	… 11
5. 4 情報システムの維持	… 11
6 感染防止の徹底	
6. 1 職場での感染防止策	… 12
6. 2 発症者等への対応	… 12
7 業務継続計画の実施	
7. 1 発動	… 12
7. 2 状況に応じた対応	… 13
7. 3 通常体制への復帰	… 13

8 業務継続計画の維持管理等	
8. 1 関係機関等との連携	… 1 3
8. 2 公表・周知	… 1 3
8. 3 教育・訓練	… 1 4
8. 4 点検・改善	… 1 4

1 本計画における用語解説

○ インフルエンザウイルス

インフルエンザウイルスは、抗原性の違いから、A型、B型、C型に大きく分類される。人でのパンデミックを引き起こすのはA型のみである。A型はさらにウイルスの表面にある赤血球凝集素（H A）とノイラミニダーゼ（N A）という、2つの糖蛋白の抗原性の違いにより亜型に分類される。（いわゆるA/H 1 N 1、A/H 3 N 2というのは、これらの亜型を指している。）

○ 新型インフルエンザ

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号、以下「感染症法」という。）第6条第7項において、新たに人から人に伝染する能力を有することとなったウイルスを病原体とするインフルエンザであって、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいうとされている。

毎年流行を繰り返す季節性のインフルエンザとはウイルスの抗原性が大きく異なり、ほとんどの人がそのウイルスに対する免疫を獲得していないため、ウイルスが人から人へと効率よく感染し、急速かつ大規模なまん延を引き起こし、世界的大流行（パンデミック）となるおそれがある。

○ 鳥インフルエンザ

一般に、鳥インフルエンザは鳥の感染症であるが、稀に、鳥インフルエンザのウイルスが人に感染し、人の感染症を引き起こすことがある。元来、鳥の感染症である鳥インフルエンザが種差を超えて、鳥から人へ感染するのは、感染した鳥又はその死骸やそれらの内臓、排泄物等に濃厚に接触した場合に限られるとしている。また、人から人への感染は極めて稀であり、患者と長期間にわたって感染防止策をとらずに濃厚に接触した家族内の感染が報告されている。

○ 新感染症

新感染症とは、感染症法第6条第9項において、人から人に伝染すると認められる疾病であって、既に知られている感染性の疾病とその症状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の症状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。

(以上の用語解説については、「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」(平成25年6月7日閣議決定)の用語集より引用)

○ 新型インフルエンザ等対策閣僚会議

「新型インフルエンザ等対策閣僚会議の開催について」(平成23年9月20日閣議口頭了解)を設置根拠とする。構成員は、全閣僚であり、内閣総理大臣の主催の下、新型インフルエンザ等(新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号。以下「特措法」という。)第2条第1号の「新型インフルエンザ等」をいう。以下同じ。)の発生に備え、関係省庁の緊密な連携を確保するため、隨時開催される。本計画においては、以下「対策閣僚会議」という。

○ 新型インフルエンザ等及び鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議

「新型インフルエンザ等及び鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議の設置について」(平成16年3月2日関係省庁申合せ)を設置根拠とする。内閣危機管理監を議長とし、概ね各省庁の局長級を構成員とする。復興庁からは、庶務に関する事務を担当する統括官(以下「庶務担当統括官」という。)が構成員となっている。本計画においては、以下「関係省庁対策会議」という。

○ 新型インフルエンザ等対応中央省庁業務継続ガイドライン

平成26年3月31日の関係省庁対策会議において決定された。新型インフルエンザ等対発生時においても、中央省庁がその機能を維

持し、必要な業務を継続することができるよう、新型インフルエンザ等発生時に想定される社会・経済の状況やこれを踏まえた講すべき措置を示したもの。本計画においては、以下「ガイドライン」という。

○ 新型インフルエンザ等対策本部

新型インフルエンザ等の発生時において、特措法第15条第1項に基づき、内閣総理大臣が、閣議にかけて臨時に内閣に設置される。本部長には、内閣総理大臣が充てられ、全ての国務大臣を本部員とする。新型インフルエンザ等への基本的対処方針の決定等を行う。本計画においては、以下「政府対策本部」という。

○ 新型インフルエンザ等対策本部事務局

「新型インフルエンザ等発生時等における初動対処要領」（平成26年6月26日、関係省庁対策会議）に従って政府対策本部の事務を処理するために設置される。事務局長は、内閣官房副長官補（内政）が充てられる。本計画においては、以下「政府対策本部事務局」という。

○ 新型インフルエンザ等本庁対策本部

新型インフルエンザ等の発生時において、政府対策本部が設置された場合に、本計画に基づき本庁に設置する。本計画においては、以下「本庁対策本部」という。

○ 新型インフルエンザ等対策委員会

本庁対策本部が設置された場合に、本計画に基づき本庁対策本部の下に設置する。本計画においては、以下「対策委員会」という。

○ 新型インフルエンザ等復興局対策本部

各復興局において、本庁対策本部が設置された場合の他、本庁に先立って本計画に基づく業務継続のための体制に移行することが必要な状況が発生した場合に、本計画に基づき設置する。本計画に

においては、以下「局対策本部」という。

2 基本的な考え方

2. 1 背景

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ10年から40年の周期で発生している。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、世界的な流行（パンデミック）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。また、未知の感染症である新感染症の中でその感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいものが発生する可能性がある。このため、発生時においては、感染拡大を可能な限り抑制し、国民の生命及び健康を保護するとともに、国民生活及び国民経済に及ぼす影響を最小となるようにする必要である。

政府の各部門においては、新型インフルエンザ等の発生時においても、新型インフルエンザ等対策に関する業務を実施するほか、国としての意思決定機能を維持し、最低限の国民生活の維持、治安の維持、経済活動の調整・支援等に必要な業務を円滑に継続することが必要であるとともに、関係機関や自治体、国民への情報提供や支援を混乱することなく適切に行うことが求められる。

この点、新型インフルエンザ等発生時においても、中央省庁がその機能を維持し、必要な業務を継続することができるようガイドラインが平成26年3月31日に関係省庁対策会議において決定されており、各府省は、本ガイドラインに沿って業務継続計画を策定することが求められている。

そこで、復興庁においても、新型インフルエンザ等発生時においても必要な業務を継続することができるよう本計画を策定することとした。

新型インフルエンザ等による社会への影響の想定には多くの議論があるが、本計画においては、ガイドラインに基づき以下の通り被害状況を想定する。

・ピーク時（約2週間）に職員が発症して勤務できないとする割合は、多く見積もって5%程度と考えられるが、職員自身のり患のほか、家族の世話、看護等（学校・保育施設等の臨時休業や、一部福祉サービスの縮小、家庭での療養等による）のため、出勤が困難となる者、不安により出勤しない者がいることを見込み、ピーク時（約2週間）には、職員の最大40パーセント程度が勤務できないとする。

2. 2 基本方針

新型インフルエンザ等が発生した場合、国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようするため、新型インフルエンザ等対策に関する業務や最低限の国民生活の維持等に必要な業務を中断することは許されず、適切な意思決定に基づき継続することが求められる。

一方、新型インフルエンザの発生時には、多くの職員が本人のり患や家族の看病等のため休暇を取得する可能性があり、また、感染者と濃厚接触した職員についても外出自粛を要請され、出勤できなくなる可能性がある。

さらに、新型インフルエンザ等のまん延時には、業務に必要な物資のサービスの確保が困難になる可能性がある。

本計画は、職員の生命・健康を守りつつ、必要な業務を継続するために、職場における感染防止策を徹底するとともに、不要不急の業務を縮小・中断することによって業務の絞り込みを徹底して行い、真に必要な業務に資源を集中させることを基本として策定する。

2. 3 他計画との関係

復興庁においては、既に首都直下型地震を想定した「復興庁業務継続計画」を策定したところであるが、地震と新型インフルエンザ等では、被害の態様やそれを踏まえた対応が相当異なることから、別に本計画を策定する（表1参照）。

表1 業務継続計画における地震災害と新型インフルエンザの相違

項目	地震災害	新型インフルエンザ等
業務継続方針	○できる限り業務の継続・早期復旧を図る	○感染リスク、社会的責任、経営面を勘案し、業務継続のレベルを決める。
被害の対象	○主として施設・設備等、社会インフラへの被害が大きい	○主として、人への健康被害が大きい
地理的な影響範囲	○被害が地域的・局所的（代替施設での操業や取引事業者間の補完が可能）	○被害が国内全域、全世界的となる（代替施設での操業や取引事業者間の補完が不確実）
被害の期間	○過去事例等からある程度の影響想定が可能	○長期化すると考えられるが、不確実性が高く影響予測が困難
災害発生と被害制御	○主に兆候がなく突発する ○被害規模は事後の制御不可能	○海外で発生した場合、国内発生までの間、準備が可能 ○被害量は感染対策により左右される

(出典「ガイドライン」)

3 実施体制

3. 1 平常時の体制

政府全体としては、対策閣僚会議及び関係省庁対策会議において、新型インフルエンザ等の発生に備え、関係省庁の緊密な連携を確保し、政府一体となって対応している。関係省庁対策会議では、業務継続に係る各府省間の横断的又は統一的事項に関する方針の調整や情報交換等について検討・決定することとなっている。復興庁においても、これらの動きに留意しつつ、本計画の策定、管理及び継続的な改定に係る事務について、庶務に関する事務を担当する参事官（以下「庶務担当参事官」という。）において行う。

3. 2 発生時の体制

政府は、新型インフルエンザ等が発生した場合、政府対策本部を設置し、基本的対処方針の決定等を行う。その際、内閣官房には、内閣官房副長官補（内政）を長とする政府対策本部事務局が

組織され、各種対策の調整等が行われる。

復興庁においても、政府対策本部が設置された場合には、本庁においては、本庁対策本部を設置し、復興大臣を本部長に、専任の復興副大臣を副本部長に、その他の復興副大臣及び復興大臣政務官を本部員に充てる（以下本庁対策本部の本部長は「本部長」という。）。

更に、本庁においては、本庁対策本部の下に、対策委員会を設置し、事務次官を委員長に、庶務担当統括官を副委員長に、その他の統括官、審議官及び庶務担当参事官を委員に充てることとする（以下対策委員会の委員長及び副委員長は、それぞれ「委員長」及び「副委員長」という。）。対策委員会においては、職員のり患状況や出勤状況等を把握するとともに、新型インフルエンザ等の発生場所、毒性及び感染力等の具体的な状況を踏まえて本庁における業務継続の具体的な方針や復興局への必要な指示事項を立案し、速やかに本計画に則った業務継続のための体制移行に係る決定を本庁対策本部に求めることがある。ただし、本庁対策本部の決定を経る時間的余裕がない場合には、委員長から本部長に対して必要な報告を行った上、業務継続のための体制に移行するものとする。

各復興局においては、本庁対策本部が設置された場合の他、本庁に先立って本計画に基づく業務継続のための体制に移行することが必要な状況が発生した場合には、本庁の庶務担当参事官に連絡した上、局対策本部を設置し、復興局長を本部長に、庶務に関する事務を担当する局次長（以下「庶務担当局次長」という。）を副本部長に、その他の局次長及び庶務に関する事務を担当する局参事官（以下「庶務担当局参事官」という。）を本部員に充てる（以下局対策本部の本部長及び副本部長は、それぞれ「局本部長」及び「局副本部長」という。）。局対策本部においては、復興局の職員（岩手復興局においては青森事務所職員、福島復興局においては茨城事務所職員を含む。）のり患状況や出勤状況等を把握するとともに、新型インフルエンザ等の発生場所、毒性及び感染力等の具体的な状況を踏まえて、速やかに本計画に則った業務継続のための体制移行に係る決定を行うものとする。この際、局対策本部は、庶務担当参事官へ必要な連絡を行うものとする。

なお、青森事務所は岩手局対策本部の、茨城事務所は福島局対

策本部の、各支所及び帰還環境整備センターは当該支所等を管轄する復興局の局対策本部の指揮を受けて必要な業務継続を行うものとする。

3. 3 他機関との連携

本計画に則った業務継続のための体制に移行した際には、関係省庁や被災地を中心とした地方公共団体及び株式会社東日本大震災事業者再生支援機構等の関係団体への連絡を速やかに行い、積極的に情報交換を行うものとする。

4 新型インフルエンザ等発生時における業務継続

4. 1 業務継続の基本方針

復興庁においては、新型インフルエンザ等の発生により新たに発生し、又は業務量が増加するもの（以下「強化・拡充業務」という。）を優先的に実施するとともに、最低限の国民生活の維持等に必要な業務であって、一定期間、縮小・中断することにより、国民生活、経済活動や国家の基本的権能に重大な影響を与えることから、国内感染期であっても業務量を大幅に縮小することが困難な業務（以下「一般継続業務」という。）を継続する。

強化・拡充業務及び一般継続業務（以下「発生時継続業務」という。）の実施及び継続に当たっては、必要な人員、物資、情報入手体制、相互連携体制等を確保する。

また、発生時継続業務以外の業務の内、感染拡大につながるおそれのある業務については極力中断するほか、発生時継続業務を適切に実施及び継続するため、職場における感染対策を徹底し、時差出勤など感染リスクを低減させるための勤務体制を工夫する。

さらに、新型インフルエンザ様症状のある職員は、病気休暇を取得するよう要請するとともに、併せて、外出自粛を徹底するよう要請する。

なお、新型インフルエンザは、感染してから発症するまでに潜伏期間があるため、症状を有していないくとも、家族にり患者がいる職員においては、濃厚接触者として、保健所から外出自粛

要請がなされる可能性がある。このため、濃厚接触者として、感染症法第44条の3第2項の規定に基づき外出自粛等を要請された職員に対しては、特別休暇の取得を認めるとともに、外出自粛を徹底するよう要請する。

4. 2 強化・拡充業務

復興庁において、強化・拡充業務は以下のとおりと考えられる。

【本庁】

- ・ 職員の出勤状況把握業務
- ・ 職員の配置に関する調整業務
- ・ 政府対策本部事務局等との連絡・調整業務
- ・ 本庁対策本部及び対策委員会の運営業務
- ・ 庁内の発症者対応及び感染防止業務
- ・ 復興局との連絡・調整業務
- ・ 関係省庁、地方公共団体及び関係団体との連絡・調整業務
- ・ 新型インフルエンザ等対策に係る広報関係業務

【復興局】

- ・ 職員の出勤状況把握業務
- ・ 職員の配置に関する調整業務
- ・ 局対策本部の運営業務
- ・ 庁内の発症者対応及び感染防止業務
- ・ 本庁との連絡・調整業務
- ・ 関係省庁、地方公共団体及び関係団体との連絡・調整業務
- ・ 新型インフルエンザ等対策に係る広報関係業務

4. 3 一般継続業務

復興庁において、一般継続業務は以下のとおりと考えられる。

【本庁】

- ・ 個別具体的な状況を踏まえ、本庁対策本部において業務継続の必要性及び緊急性が認められたもの
- ・ 発生時継続業務を実施・継続するための環境を維持するた

めの業務（物品購入・契約、安全・衛生、庁舎管理等）

【復興局】

- ・ 個別具体的な状況を踏まえ、本庁対策本部又は局対策本部において業務継続の必要性及び緊急性が認められたもの
- ・ 発生時継続業務を実施・継続するための環境を維持するための業務（物品購入・契約、安全・衛生、庁舎管理等）

4. 4 縮小・中断業務

強化・拡充業務及び一般継続業務以外の業務とする。

縮小又は中断の判断は、当該業務の重要性、緊急性を踏まえつつ、確保可能な人員の範囲内で、本庁においては各班等の参事官が、各復興局においては各班等の局参事官が判断する。その際、本庁においては対策委員会と、各復興局においては局対策本部と調整を図り、指示に従うこととする。

5 人員、物資等の確保

5. 1 指揮命令系統の確保

新型インフルエンザ等発生時に、業務の指揮命令・意思決定の権限を有する者がり患した場合においても、迅速かつ的確に業務を遂行する必要がある。委員長及び局本部長が出勤不可能となった場合、権限代行については、表2を基本とする。

表2 主要な幹部職員の権限代行について

権限を代行する者	
委員長	① 副委員長 ② 委員長が指名した者
局本部長	① 局副本部長 ② 局本部長が指名した者

5. 2 人員の確保

【本庁】

発生時継続業務は、各業務を主管する班等において実施することを基本とするが、人員が不足する場合には、委員長による調整の下、他の班等から人員を確保するものとする。

【復興局】

発生時継続業務は、各業務を主管する班等において実施することを基本とするが、人員が不足する場合には、局本部長による調整の下、他の班等から人員を確保するものとする。

5. 3 物資・サービスの確保

庁舎管理や警備、清掃・消毒業務、各種設備の点検・修理、消耗品の供給等、新型インフルエンザ等発生時においても継続して確保することが必要な物資・サービスについて、提供事業者に対し、事業継続に向けた協力を要請する。当該事業者における事業継続が困難と判断される場合には、代替策を検討する。また、業務の継続に必要な物資について計画的に備蓄を進めるが、当面「復興庁業務継続計画」により備蓄している物資で対応する。

5. 4 情報システムの維持

新型インフルエンザ等発生時においては、海外からの情報収集、国民や事業者、関係機関等への情報発信が重要となるため、情報システムの維持は不可欠である。

復興庁は、内閣府の情報システムを利用しているため、新型インフルエンザ等発生時における同府の情報システム担当者との連絡体制を構築する他、機器の故障等が発生した場合のメンテナンスサービス等の不足等も想定した措置を検討する。

6 感染防止の徹底

6. 1 職場での感染防止策

新型インフルエンザの感染経路は、現段階では特定することはできないものの、飛沫感染と接触感染が主な感染経路と推測されている。また、新感染症の感染経路は、病原体ごとに異なるが、空気感染の他、新型インフルエンザと同様に、飛沫感染と接触感染があると考えられている。そのため、本庁においては庶務担当参事官を、各復興局においては庶務担当局参事官を、感染防止対策責任者として、飛沫感染と接触感染を想定した対策を確実に講ずる。

庁舎内における感染防止策について、適切に実行できるように

以下の事項等に配意するよう職員に対して指導するものとする。

- ・咳エチケット
- ・マスク着用
- ・手洗い
- ・対人距離の保持
- ・職場の清掃・消毒

6. 2 発症者等への対応

- (1) 庁舎内において、新型インフルエンザ様症状のある職員が出た場合には、周囲の職員が、マスクを着用させるとともに、海外発生期又は国内発生早期であれば帰国者・接触者相談センターに、国内感染期であれば病院・診療所に庶務を担当する職員又は人事を担当する職員を通して連絡し、対応を確認した上、上記の機関から指示された医療機関に搬送する。その際、当庁の車両で搬送することが必要な場合には、運転手もマスクを着用する。また車両の使用後は、発症者が触れた場所を中心に消毒を行う。
- (2) 海外発生早期、国内発生早期においては、同じフロアで勤務した者など、発症者と濃厚接觸がある職員については、庶務を担当する職員又は人事を担当する職員が、近隣の保健所に設置された帰国者・接触者相談センターに連絡して、その指示に従うこととし、感染症法第44条の3第2項の規定に基づき外出自粛等を要請された職員に対しては、外出自粛要請の期間（最大7日間）について特別休暇が認められるため、当該職員に特別休暇を請求させる。

7 業務継続計画の実施

7. 1 発動

海外で新型インフルエンザ等が発生し、政府対策本部が設置された場合、本庁においては、内閣官房に置かれた政府対策本部事務局と緊密な連携を図りつつ、本庁対策本部及び対策委員会を立ち上げ、本計画に則った業務継続体制に移行する。

各復興局においては、本庁対策本部が設置された場合の他、本

庁に先立って本計画に基づく業務継続のための体制に移行することが必要な状況が発生した場合には、局対策本部を立ち上げ、本計画に則った業務継続体制に移行する。各復興局は、局対策本部を立ち上げる際及び本計画に則った業務継続体制に移行する際には、本庁の庶務担当参事官に必要な連絡を行う。

なお、初期段階（海外発生期、国内発生早期）において、発生した新型インフルエンザ等の重篤性、感染力等が不明である可能性が高いので、発生時継続業務以外の業務については、状況を見ながら必要に応じて縮小・中断する。

7. 2 状況に応じた対応

本庁においては委員長が、各復興局においては局本部長が、事態の進展に応じて人員体制等の変更を検討する。その際、業務遂行上生じた問題等について情報を集約し、必要な調整を行う。

7. 3 通常体制への復帰

政府対策本部が小康期に入ったことを宣言した場合、本庁においては、対策委員会において通常体制への移行を検討し、本庁対策本部の決定を経て移行する。各復興局においては、本庁と合わせて通常体制へ移行することを基本とするが、地域的な流行状況等を勘案する必要が生じうことから、対策委員会と調整の上、移行する。

なお、小康状態の後、第二波、第三波が到来する可能性があることから、感染防止策を緩めることなく、第二波、第三波に備えた対応を検討する。

8 業務継続計画の維持・管理等

8. 1 関係機関等との調整

本計画については、関係省庁、被災地を中心とした地方公共団体及びその他の関係団体に通知し、必要に応じて調整を行う。

8. 2 公表・周知

本計画については、復興庁のホームページに公表し、国民に

対する周知を行う。

8. 3 教育・訓練

本計画を有効に実施するため、全職員に対して周知徹底する他、発症者等への対応等につき、適切に教育・訓練を行う。

8. 4 点検・改善

庶務担当参事官は、業務の状況及び人事異動の状況等を踏まえ、本計画の点検を適切に行う。

本計画については、新型インフルエンザ等に関する新しい知見が得られた場合、政府行動計画等の変更が行われた場合には、適宜改正する。